

○議長（高橋伸二君） 日程第二、議第九十二号議案ないし議第一百十四号議案及び報告第七号ないし報告第十号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

六月二十一日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。十番藤原益栄君。

〔十番 藤原益栄君登壇〕

○十番（藤原益栄君） 昨年十二月十二日に続きまして、二度目の一般質問をさせていただきます。前回、文化財行政以下、大綱四点を質問させていただきました。本年三月十五日には、文化審議会が文科大臣に多賀城市の国宝指定を答申する、原谷地川の堤防かさ上げ問題では、多賀城市が令和六年度から事業を着手し、改修に向け仙台市・利府町と協議に入るという大きな進展がありました。皆さんの御尽力に心から感謝を申し上げます。本議会でも、文化財行政以下四点につき質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱一、文化財行政の問題についてであります。

文化財行政の一点目は、特別史跡多賀城跡内の復元された南門から北の政庁跡に向かう途中に、明治の野蒜築港の際、山形県からの物資運搬のために小丘陵を切り通して整備された旧県道があります。この部分の大路復元についてお尋ねいたします。

特別史跡多賀城跡の整備は、平成二十八年三月に宮城県教育委員会が策定いたしました特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づいて実施されております。スケジュールとしましては、多賀城創建千三百年となる平成三十六年度、今年ですけれども、「中軸部である政庁地区から南門地区の公開開始をめざす」とし、次いで東側の整備に入ることにしています。整備は計画から見ますと遅れぎみではありますが、おおよそ計画どおり実施されております。整備の分担は、配付資料①を御覧いただきたいと思いますが、政庁地区・政庁南面地区を県、南門地区・南辺東地区を多賀城市とされ、それぞれ実施してまいりました。県が整備分担の政庁南面地区と多賀城市が整備分担の南門地区の間に、旧県道、現市道新田浮島線があり、両地区は分断されております。基本計画では、この部分について「市道新田浮島線は当分の間は現状のまま使用せざるを得ない状況である。将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、地形修復とともに連続性を確保することとする」とし、先送りをしております。現在どういう整備をして

いるかといいますが、配付資料②を御覧いただきたいと思いますが、南門を北に向かい、一旦西の信号まで四十メートルほど歩いていただき、横断歩道を北に渡り、今度は東に四十メートルほど移動し、政庁南大路を北に歩いて政庁地区に向かう、こういうことになっております。しかし、南門の復元が一応完了し、多賀城碑が国宝に指定される、南北の大路も旧県道以外は完成したとなりますと、いやが応でも寸断されている旧県道部分が目されることとなります。現に、何であんな整備をするのかという声が聞こえてまいりますし、この声はますます大きくなっていくだろうと思います。基本計画では将来云々と棚上げしておりますけれども、できるだけ早い時期に旧県道、すなわち市道新田浮島線上の政庁南大路も整備し、南門から政庁跡へ直接向かえるようにすべきではないでしょうか。

どういう整備がよいのか。先ほど紹介しましたように、県の基本計画では「将来地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった段階で、地形修復とともに連続性を確保する」と、将来的に市道の用途廃止を考えているようであります。しかしこの計画では、この地域に住民が住み、お寺もある、市道には水道管・下水道管・NTT回線等が埋設されている、それらを考えますと、現実的とは思えません。一番現実的な方法は、橋梁的整備を行い、上に土を盛り、地形を復元した形で大路を整備することではないかと考えます。

以上、市道新田浮島線上の政庁南大路の復元は先送りせず、直ちに市、文化庁等必要な機関と協議に入っていただきたいと思いますが、教育委員会の答弁を求めます。

文化財行政の二点目は、多賀城海軍工廠松島地区南区跡、通称旧海軍松島地下工廠機銃部跡の問題であります。

私は昨年十二月の一般質問で神奈川県立歴史博物館の取組等を紹介し、県がイニシアチブを発揮して調査することを求めました。教育長の回答は、まずは松島町の意向を確認しながら、調査の実施等について助言・協力してまいりたいというものであります。松島町はどういう意向だったのか、その後の状況についてお答えください。

本年五月三十日付けの河北新報に、戊辰戦争から第二次世界大戦まで、近代の戦争の歴史と仙台の人々の生活を重ね合わせて考える企画展「戦争と庶民のくらし」が仙台市歴史民俗博物館で開かれていると紹介されました。仙台市歴史民俗資料館は歩兵第四

連隊の旧兵舎と言われていますが、仙台市はこの資料館を拠点に、戦争と庶民の暮らしや戦争遺跡について調査をしております。県には類似の取組をしている施設はあるのでしょうか、お答えください。

来年は終戦から八十年を迎えます。これを機に、県としても市町村と協働しながら戦争遺跡の調査・保存等について取組を進めるべきだと考えますが、教育委員会の認識を伺います。

次に、大綱二、能登半島地震への支援と住家の耐震性強化の取組について、質問をさせていただきます。

一点目は、能登半島地震への支援の問題であります。

日本共産党宮城県議団として、五月七日から九日まで、能登半島地震の視察をしてまいりました。七日はある民間病院での聞き取りと県の復興担当部局から説明を受け、八日は能登町まで足を延ばし議会関係者と懇談を行い、その後、輪島市を視察いたしました。能登町議会関係者との懇談で、困っていることは何ですかと尋ねたところ、被災者の権利関係が複雑でなかなか公費解体が進まない、行政が担当する道路の水道管復旧は進んでいるが、宅内配管が傷んでいるため蛇口から水が出ない、水道復旧のお金がない、業者に頼んでも業者不足で来てくれない等々が話されました。その後、輪島市を訪れ、大火事となった朝市付近の案内をいただきました。テレビでも報道されておりますが、正月の様子がそのまま残っております。ところどころ瓦礫が片づけられているところもありましたけれども、それは遺体捜索を行ったからとのこと、胸が痛みました。九日は、原発のある志賀町を視察いたしました。

全体として何を感じたのか。復旧の大きな遅れであります。家屋の公費解体が進まない、瓦礫の処理が進まない、水が出ない、仮設住宅に入ると被災者への支援がストップする、災害ごみを出すのに分別を求められ足かせになっている等々の課題が浮き彫りになっておりました。とりわけ、水が蛇口から出ないことは、住み続けられるようにする上で極めて深刻な問題です。現地の要望を聞き、知事が県内事業者に呼びかけ支援に駆けつける、費用は国が負担するよう働きかける等々が今必要になっていると思いますが、知事の所見をお聞かせください。

3 能登半島は左手の親指のような形をしておりまして、付け根部分が口能登、間接ま

ですが中能登、関節から先が奥能登となっております。奥能登に向かうにつれて、被害が深刻になっていくことを実感いたしました。のと里山海道、三陸道のような道路ですけれども、七尾市までは速度制限がありませんが、対面通行ができません。しかし、奥能登に入りますと片側通行となり、のと里山空港インターチェンジで降り、能登町に向かいましたけれども、一般道の被害は更にひどくなります。このように、東日本大震災と決定的に違うのは、交通事情が非常に悪いということであります。金沢市内から奥能登の能登町や珠洲市までは片道三時間半、往復で七時間もかかります。また、海岸線が隆起し、港が使えません。しかし、被災地域は東日本大震災から見れば狭いわけでありまして、政府が本気を出し、のと里山空港をフルに利用し空輸によって物資を運び、そこからトラック輸送する等がなぜできないのかと思いました。石川県も創造的復興と盛んに言っております。しかし、その前に住民がまず住み続けることができるようにする復旧が先決ではないでしょうか。知事は東日本大震災を経験し、全国知事会会長をしております。知事として自ら支援の範を示す。同時に、政府に本気になって能登の復旧・復興に取り組んでいただくよう、果たすべき役割は大きいと考えます。能登半島支援のありようについて、知事の御認識と決意をお聞かせいただきたいと思っております。

震災問題の二点目です。県内住宅の耐震性アップの取組について伺います。

宮城県沖地震四十六周年に当たる六月十二日の河北新報一面は、「能登地震で全半壊多数」「〇〇年以前木造住宅宮城六六%」との見出しで、宮城も注意が必要だとの記事を掲載いたしました。珠洲市内の住家は全体の五六・四%に当たる三千九百九十七棟が、輪島市では五八・五%に当たる八千六百七十四棟がそれぞれ全半壊となり、石川県全体の半数以上を占めたこと、両市の二〇〇〇年以前の二戸建て住宅は珠洲市八九・四%、輪島市が八三%を占めていたと指摘しております。振り返って、宮城県内の二〇〇〇年以前の木造二戸建て住宅は六六%を占めており、一月に能登で調査に当たった東北大学災害科学国際研究所の柴山明寛准教授は、「建築が一九八一年以降であっても、基礎と柱の接合部を金物で固定するなどを求めた二〇〇〇年基準を満たすかどうかで被害に濃淡が出た」「宮城も注意が必要だ」と話したことを報じております。この報道からしますと、宮城も決して安全ではないことは明らかだと思います。能登半島地震から学び、二〇〇〇年基準を満たす住宅に引き上げていく取組が必要と思いますが、知事の

見解を求めます。

質問大綱三点目、県営住宅の問題であります。

宮城県県営住宅ストック総合活用計画は、令和二年八月に策定され、令和六年度をめぐりに計画の見直しを行うとされており、その上位計画である宮城県住生活基本計画は、令和三年十二月策定ですので、一年遅れで見直しを行うこととなりますが、見直しの基本姿勢について伺います。

私は、昨年十二月の一般質問の際、宮城県住生活基本計画の第六章「計画の推進に向けて」の中で、県の役割として、公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず云々は、県の公営住宅事業からの撤退宣言だと指摘をさせていただきました。それに対して、部長は答弁の一部で「県は一切県営住宅の提供を行わないということは全く書いてございませんで」云々と答えております。確かに、直接的にはそういう文言はありません。しかしながら、公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は県営住宅の新たな建設及び建て替えを行わず云々という文言を素直に解釈するならば、行く行くは県は一切県営住宅の提供を行わないということになります。したがって私は、公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず云々という表現は、実際に考えている以上のことを勢いで書いてしまったということなのかなあと受け止めているわけであります。以上から私は、県民の皆さんに多大な不安と心配を与えている、公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は県営住宅の新たな建設及び建て替えを行わず云々という文言は、宮城県住生活基本計画から削除し、実情と県民のニーズに応え対応すると書き換えるべきだと考えますが、当局の見解を求めます。

質問の大綱四は、みやぎ型管理運営方式の問題についてであります。

まず一点目ですが、県水道用水供給事業の内部留保資金の今後の見通しについて伺います。

ここ十年の間に県水道用水供給事業の内部留保資金残高は倍になり、令和五年度末で約二百二十億円と伺っております。本格的に管路の更新が始まる前までこういう傾向が続くと推測できますが、県水道用水供給事業の内部留保資金残高は最大幾らになる見

込みでしょうか。事前の聞き取りによりますと、令和二十八年度末、二〇四六年度末には約八百三十億円に達する見込みとのことですが、間違いありませんか。御回答ください。

また、八百三十億円の主な原資は何でしょうか。私は、元金償還額が減価償却費を大きく下回る時期を迎えたことが大きいと見ています。元金償還年限は耐用年数よりも短いために、多額の企業債を活用して設備投資をした場合、ある時期までは元金償還額が減価償却費を上回り、資金調達に苦労いたします。しかし、山があれば必ず谷がある。ある時期を過ぎると、元金償還額が減価償却費を下回るようになります。県の水道供給事業の場合、それは二〇一七年度でありました。現に、それ以降急速に内部留保資金が増え始めております。したがって、令和二十八年度末、二〇四六年度末にできる八百三十億円の資金は、直営かみやぎ型に関係なく残る資金だと考えるべきだと思います。八百三十億円がたまる理由について当局はどのように見ているのか、答弁をお願いいたします。

二点目です。県は、みやぎ型導入の理由について、人口減少時期に二十年後から管路の本格的な更新が始まることを挙げておりました。その額は二千億円と言われております。しかし、本格的な管路更新を前にして、投資額の四割に当たる八百三十億円の資金を持つことが明らかとなりました。問題は、みやぎ型導入の議論の際に、そのことをきちんと議会と県民に説明してきたのかということでもあります。もしきちんと説明していたら、別の結論が出ていたかもしれません。説明してきたのか、してこなかったのか、明確な答弁を求めます。

三点目、料金設定の問題です。水道法では、水道事業の目的を、清潔な水を安く豊富にと規定しております。その立場からしますと、公営企業会計の損益収支はほとんどよいというのが私の持論です。なぜなら、損益収支の費用の中に、減価償却費と利子という形で既に資本費が入っているからであります。今の時期のように、資金がどんどん増える時期はなおさらです。料金は令和六年度より若干引き下げられました。予算上の金額でいうと五億円とのことであります。しかしそもそも、直営最終年度の令和三年度決算では、十七億五千六百万円の黒字でした。ということは、十七億円から五億円を引きまして、年間約十二億円程度は引き下げられることとなります。現在、みやぎ型の

導入により利益分が十五億円ほど減少し、ほとんど利益が出ない状態になっていますが、二十年を単位として見るならば年間十億円程度、二百億円程度は引下げ可能と考えますが、当局の答弁を求めます。

四点目です。知事は、みやぎ型を他県にも広げたいお考えのようであります。しかし、今のところ、宮城県に続く自治体は見当たりません。要因は、委ねる期間が二十年とあまりにも長く、終了時にどうなっているか不安があること、実際に維持管理を行うOM会社は県との契約当事者となっておらず、かつ情報も基本的に公開されない等々の問題もあります。加えて私は、その会計処理が非常に複雑になることもあると考えております。みやぎ型管理運営方式は、管路の管理と更新は引き続き県が所管し、それ以外の比較的耐用年数の短い設備については運営権者に委ねるというものです。運営権者が行った設備投資の減価償却費相当分は運営権者の費用として計算し、県から運営権者に移す利用料金の中を含める。県から運営権者に移す毎年の利用料金は、二十年間の総費用を二十年で割った平均の額となるので、初めの時期の県の収支は赤字となることでもあります。私は既にここに疑問を持ちます。企業会計は売上げが伸びれば仕入れも増える、収支は結びついており、その中でどう利益を上げていくのか、その処方箋がよく分かる仕組みになっています。ところが、みやぎ型は単年度ごとで見れば収支が切り離され、企業会計らしからぬ非常に分かりにくい仕組みとなっております。更に、運営権者が設備投資を行っても、それは県民の財産であり県の所有とするために、運営権者が設備投資をした結果生じる減価償却費は、県の費用に計上する。そうすると県が二重に負担することになるので、同額を運営権者更新投資収益として県の収入に計上する。こういう複雑な会計処理となっております。果たして、こういう複雑な制度にしてまで運営権者に設備投資を任せる理由はあったのでしょうか。みやぎ型は、会計制度という側面から見ても、決して他自治体にお勧めできるような制度ではないと考えますが、いかがでしょうか。

五点目です。日本共産党県議団は、県が運営権者と契約し、実際にその九割の仕事をするOM会社の情報が公開されないのは、議会と県民の目を奪うものであり、県民が主人公の精神に反すると主張してまいりました。本年三月末に宮城県包括外部監査人から、契約は県と運営権者だけではなくOM会社を含めた三者契約にし、OM会社も情報

公開をとの報告書が提出されました。当県議団は、この点に全く同感であります。県当局として、この提起をどのように受け止めているのか答弁を求めまして、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤原益栄議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱二点目、能登半島地震の復旧支援と耐震強化の取組についての御質問にお答えいたします。

初めに、被災地への復旧支援の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

発災以降、我が県では、国や全国知事会等と連携し、現地のニーズを踏まえた人的・物的支援を行っておりますが、被災地へのアクセスが限られる中、復旧・復興の進捗に伴う様々な課題に対し、継続した支援が必要であると認識しております。そのうち上下水道施設の対応状況については、国が公表した令和六年能登半島地震に伴う上下水道施設の対応状況によると、六県で最大約十三万六千戸の断水が発生しましたが、先月末までに、立入り困難な一部地域を除き、水道本管の復旧は完了しております。一方、個人所有の宅地配管は、各市町の指定事業者に対し修繕依頼が殺到したことから、復旧に遅れが生じており、石川県では、地元市町以外の事業者が実施する修繕工事で発生する燃料費等の掛かり増し経費への補助制度を先月上旬に創設したほか、国でも対応可能な県内外の事業者情報を住民に周知するなど、復旧の加速化を図っているところでもあります。県といたしましては、道路などのインフラ復旧に対する人的支援を行っているところであり、引き続き、被災地の意見を丁寧にお聞きし、国などと緊密に連携を図りながら、一日も早い復興に向け、必要な支援を行ってまいります。

次に、能登半島支援のあり方についての認識と決意についての御質問にお答えいたします。

我が県では、能登半島地震発災直後から、国や関係機関と緊密に連携を図りながら、応急対策職員派遣制度による避難所運営への職員派遣を中心とした各種支援を実施し、現在では中長期的に技術系職員等を派遣しております。被災地における応急復旧は着実に

進みつつありますが、被害が甚大であった地域においては、瓦礫の撤去や被災建物の解体などの課題が依然として山積しており、持続的な支援の必要性を認識しております。県といたしましては、被災地から寄せられるニーズに対して速やかに対応できるよう準備を進めるとともに、全国知事会としても、国や各都道府県に対して、今後とも様々な支援要請を行ってまいりたいと考えております。被災地における復興までの道のりは長期に及ぶことが想定されることから、我が県が持つ東日本大震災からの復興に向けた経験や知識、ノウハウを積極的に提供し、一日も早い暮らしやなりわいの再建に向けて、引き続き県庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、二〇〇〇年基準を満たす住宅に耐震性を引き上げるべきとの御質問にお答えいたします。

県では、宮城県耐震改修促進計画に基づき、市町村と連携をしながら住宅の耐震化に取り組んでいるところであります。具体的には、一九八一年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に、耐震診断・耐震改修の補助を行っており、この取組の結果、住宅の耐震化率は約九二％と、全国平均より高い水準となっております。一方、今年一月の能登半島地震では、一九八一年以降に建築され二千年基準を満たさない木造住宅についても被害の報告があったことから、現在、国において学識経験者等による能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会を立ち上げ、木造住宅の被害状況を分析し、耐震性確保に向けた検討結果を秋頃に取りまとめる予定となっております。県といたしましては、委員会の検討結果を踏まえ、学識経験者や建築関係団体、市町村で構成する宮城県建築物等地震対策推進協議会において情報共有をしながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱四点目、みやぎ型管理運営方式の問題についての御質問のうち、内部留保資金残高の見込みとその理由についてのお尋ねにお答えいたします。

9 水道用水供給事業の内部留保資金については、昨年度の水道料金改定の協議で、受

水市町村に示した収支シミュレーションにおいて、管路の本格的な更新を迎える令和十八年度末に最大約八百三十億円の残高を見込んでおります。シミュレーションにおいては、突発的に発生する様々な事象に迅速に対応するため、一年間の現金支出相当額以上の内部留保資金を常に確保すること、管路更新が集中する期間の企業債残高について、通常、給水収益の三倍程度としているものを五倍程度まで増額することなどの条件で行ったものです。なお、この内容については、料金改定の協議において受水市町村の理解を得ております。

次に、みやぎ型管理運営方式の導入の際に、内部留保資金について議会と県民に説明してきたのかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、これまで、議会での報告や事業説明会、県のホームページ等を通じて、議会や県民の皆様へ丁寧な説明を行ってきたところです。特に、導入による事業費の削減目標の設定に当たっては、将来の管路更新に必要な内部留保資金確保に向けた収支シミュレーションの結果を、常任委員会において説明するとともに、県のホームページにおいて公表しております。

次に、水道料金の引下げが可能ではないかとの御質問にお答えいたします。

地方公営企業は、いわゆる独立採算制を基本とし、その料金については、地方公営企業法第二十一条において「地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならず」と規定されております。我が県においては、直面する厳しい経営環境を踏まえ、令和四年度からみやぎ型管理運営方式を導入し、その効果については、料金の抑制と経営基盤の強化に充てることとしております。その水道料金については、事業運営に必要な経費を算定し、それに見合った料金水準を定めており、昨年度の収支シミュレーションにおいても、今年度から五年間は料金を引き下げているものの、将来的には料金上昇を前提としたものとなっております。今後とも、受水市町村との料金改定協議において、中長期的な更新需要と財政収支の見通しを踏まえた、適切な料金設定を検討してまいります。

次に、みやぎ型は会計制度の側面から見ても他自治体に広げられる制度ではないと思うかどうかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は、料金上昇の抑制と経営基盤の強化により持続可能な水道

経営を確立するため、コンセッション方式を採用し、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、民間の力を最大限活用することにより、経費削減、更新費用の抑制、技術革新等を図ることを目的としており、このたび、内閣府による第一回PPP／PFI事業優良事例表彰において大臣賞を受賞するなど、他自治体への活用拡大が期待されている方式です。コンセッション方式の導入に当たっては、一般的に採用されている運営権対価の金額で競うのではなく、運営権者が利用者から受け取る収受額を競争条件とし、事業費の削減効果が最大となる制度設計とした結果、二十年で約三百三十七億円の事業費削減が見込まれております。また、資産に係る会計処理については、地方公営企業法施行規則第二十一条の三の規定により、運営権者更新投資収益として適切な処理を行っております。

次に、包括外部監査結果の受け止めについての御質問にお答えいたします。

OM会社であるみずむすびサービスみやぎが担う維持管理業務に関する情報については、要求水準書等に基づき、各種計画書や報告書として県へ提出するとともに、運営権者のホームページにおいて公開するなど、積極的な情報公開を実施しております。また、OM会社の財務資料についても、運営権者のホームページにおいて公開していることから、経営成績や資産、負債及び資本、現金の収入・支出に関する情報について確認することが可能となっております。これらの制度設計については、公認会計士など外部の有識者等で構成される宮城県民間資金等活用事業検討委員会において決定されたものです。今回の包括外部監査における、OM会社の財務情報開示の充実化が必要との意見に対しては、OM会社の財務資料について、運営権者の財務状況と関連づけるなど、より分かりやすい情報公開を目指し、運営権者、OM会社と検討してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱三点目、県営住宅行政の見直しについての御質問にお答えいたします。

県では、公営住宅法の理念に基づき、社会情勢の変化や地域の住宅事情・ニーズ等を踏まえながら、市町村と協力して公営住宅の供給に取り組んでいるところですが、人

口減少・少子高齢化の進行に伴い、住宅ストックの余剰が増えており、新しい公営住宅の整備を積極的に進める状況ではないほか、県営住宅の老朽化の進行や耐震性の低下など、入居者の安全性の確保が課題となっております。こうした状況を踏まえ、令和三年度に策定した宮城県住生活基本計画では、公営住宅の供給については、住民に最も身近な自治体である市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の建て替えは当面行わず、適正な管理や改善等により長期的に活用していくとともに、市町村や民間団体等で構成するみやぎ住まいづくり協議会と連携し、低廉な民間住宅等の有効活用も図りながら、広域的な視点から公営住宅の適切な供給を行うこととしております。県といたしましては、引き続き、公営住宅の適正な運営に取り組むとともに、市町村営住宅の管理戸数の適正化に向けた動向や、県全体及び市町村ごとの公営住宅の需給バランスの推計、高齢化など入居者の状況の変化等を確認し、市町村等の意見も伺いながら、令和八年度の計画の見直しに向け、検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、文化財行政についての御質問のうち、市道新田浮島線上の政庁南大路の復元についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県と多賀城市が連携して、特別史跡多賀城跡の環境整備を進めているところですが、市道新田浮島線によって分断された政庁南大路の復元は大きな課題と認識しております。このため、県では、政庁南大路の復元に向けて、多賀城市とともに整備案を検討しているところですが、当該市道には水道管などのライフラインが埋設されていることなどから、その整備の在り方については様々な検討が必要であると考えております。県教育委員会といたしましては、多賀城市とともに、多賀城外郭南門から政庁への一体性を確保した整備方策について、文化庁の意見も伺いながら、引き続き検討してまいります。

次に、地下工跡調査の松島町の意向及びその後の状況についての御質問にお答えいたします。

松島町では、多賀城海軍工廠松島地区南区跡については、貴重なものと認識

しており、松島町歴史文化基本構想においても、今後調査が必要となる文化遺産として位置づけているところですが、現時点では、調査の実施について未定と伺っております。県教育委員会としましては、引き続き、松島町の意向を確認しながら連携を図り、調査の実施等について、必要な助言・協力をしてまいります。

次に、仙台市にある資料館と類似の取組を行う施設についての御質問にお答えいたします。

県には、仙台市歴史民俗資料館と同様の取組を行っている施設はありませんが、東北歴史博物館の総合展示室にある「近代国家と民衆」のコーナーで、戦時下の暮らしについて紹介しております。また、山元町歴史民俗資料館や柴田町のしばたの郷土館などにおいて、同様の展示がされているところです。

次に、県における戦争遺跡の調査・保存等の取組についての御質問にお答えいたします。

現在、文化庁において、戦争遺跡等を含む近代の遺跡について、保護すべき対象や価値判断するために必要な調査、保護する範囲等についての考え方を具体的に示すことが検討されております。県教育委員会としましては、今後示される文化庁の考え方を踏まえ、また、市町村の意向等も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 質問順に再質問させていただきます。

文化財問題について、市道新田浮島線上の政庁南大路の復元の問題なのですが、現在の基本計画の中でも、将来的には住民の意向を確認して元の地形に戻して整備したいというのが書いてあるのは分かっているんですよ。でもそれは、埋め戻して大路を整備するということを考えているんですね。だけでも、先ほど教育長から答弁があったように、水道管・下水道管・NTT回線等が埋設されていると。そうすると管理が非常に難しくなるわけですね。だから私は、埋戻しだけにこだわらないで、橋梁的な整備をやりながら、その上で土を盛って、地形を復元したように見せる復元等もあり得るのではないかと。そして、南門を復元し、多賀城碑が国宝になり、大路もほとんどできてきたとなると、あそこが非常に目立つんです。非常によく目立つんですよ。だからこの協議を

ぜひ急いでいただきたいということなんですけれども、再度御答弁お願いします。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 現在、県では、多賀城市とともに整備案を検討しているというところでございます。その中で文化庁の意見も伺いながら検討することとしておりますので、県といたしましては、市と足並みをそろえて進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 能登半島の地震への支援なんですけれども、私らが視察に行つて感じたのも、すごく復旧が遅れているってことですね。それからマスコミ報道もそうです。この認識はみんな同じだと思うのです。確かに地震被害は深刻だったけれども、しかし、東日本大震災から見ると範囲は狭いわけですね。それなのになぜこれほど遅れているのかということが、私は不思議でしようがないわけですよ。知事はその辺どのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） やはり私も現地に行つて感じたのは、東日本大震災のときには津波で家屋が全部流されてしまつて瓦礫になりました。その瓦礫はただのごみではなくて財産の集まりなんですけれども、どこに誰の財産があるのか、瓦礫があるのか全く分からない状況でありましたので、皆様も一気に瓦礫を処理するのに納得せざるを得なかったと。しかし今回は、上から下にながちやつと潰れたような形でございますので、自分の土地の敷地の中に自分の財産がある、自分の思い出の品があるということ、なかなかそれを一気に撤去するのに理解を示すことが難しいのではないかなと、私、現地に行つてすごく感じました。やはりそこが一番大きなネックになっているということ。それから、東日本大震災のときは、沿岸部は全部やられたんですけども、内陸は津波でやられてなかったものですから、道路は基本的に、東西軸の道路はすぐに復旧ができて、口の端のようにして物を運んだり瓦礫の処理ができたのですが、今回は、まさに左手の親指のような状況の能登半島でございますので、道路の寸断が大きな復旧の妨げになっているのではないかなというふうに感じた次第であります。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 能登半島の復旧が非常に遅れているというのは、もう皆さん認識は同じだと思いますので、ぜひ知事も、知事会会長としてイニシアチブを發揮して、模範となる支援もやって、ぜひ政府を動かしていただきたいと思います。

それから、耐震化の向上の件なんですけれども、これまで、一九八一年以前の問題については県もいろいろ努力をして、かなり引き上げてきたという答弁が先ほどありました。今後、二〇〇〇年基準をどうクリアするのかということが大きな課題になってきて、宮城としても、今からは本腰を入れてやっていくんだと、そういう答弁に聞こえたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まず、県の判断だけで決めることはできませんので、先ほど答弁したように、国において学識経験者で構成されます能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会というものが立ち上がっておりますので、その検討結果などを見ながら、県としての対策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 県営住宅の問題なんですけれども、部長の答弁は、今は、需要と供給全体として見たときに、積極的に県営住宅を建てる時期ではなくなってきたというんだと、こういうことですね。そして、当面は建てないで状況を見ながら、五年ごとに見直しをしていくんだと、こういう答弁だったと思うんですよ。私も、積極的に県営住宅を建てる時期ではなくなっているんだというのは、それは分かるんですよ。だからといって、今後、県は県営住宅を建てないんだって宣言するのはおかしいんじゃないかと。それは需要がないところはやめてもいいかもしれないけど、需要があるところはそれなりの対応をするべきだと。だから私は、いらない不安を与えていると思うんですよ、この住生活基本計画で。だから皆さんが考えているとおり、素直に住生活基本計画を直したらどうですかと言っているんですよ。そうしたら、皆さん仕事やりやすくなりますよ。実態と県民の皆さんのニーズによくお聞きして応えてやっていきますってことがすうっと通るんですよ。だけど、幾らそういう答弁したって、基本計画に、いやいや、今からは建てないんだと書いてあるわけね。私はこれじゃやっぱり理解されないと思いますよ。自分の思いを素直に住生活基本計画に書いたほうがいいと思うんですけれど、い

かがでしようか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 土木部長が答弁したことに尽きるわけでありませけれども、やはり宮城の特徴としては、災害公営住宅が一気に出来上がったと。新しい公営住宅ができたというような状況がございます。また、人口の減少がどんどん進んできているということ、民間のいろんな賃貸住宅等の余裕も出てきているというようなこと、そういうことを考えまして、一旦様子を見ようということでございます。災害公営住宅をどうしても必要とされる方がゼロになるはずはないわけでありまして、災害公営住宅——失礼しました、県営住宅ですね。公営住宅を必要とされる方がゼロになるわけではないというふうに私どもも当然思っているわけでございますので、建物はどんどん古くなっていくわけでありまして、したがって、未来永劫全く造らないでゼロにするというふうな、そういう発想では決してございせんけれども、同じような形で判断をして物事を進めていくということ、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） これは引き続き取り上げていきますので、よろしく願います。

みやぎ型管理運営方式についてなんですけど、令和二十八年度、二〇四六年度末には、水道用水供給事業の会計は八百三十億円の資金を持つに至るのだと。これは委員会でもホームページも公表してきたのだと。知らないのはどうも藤原だけだったようですね。いやあ、不勉強を恥じておりますが、ちなみに、いつの委員会で説明したのですかね。分かったら、あの時の委員会で説明しておりますというふうに説明していただくと納得できるのですけど。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

○公営企業管理者（佐藤達也君） 先ほど御答弁申し上げました中身といえますのは、みやぎ型導入に際しまして、事業費削減目標をどれくらいにするかというような資料について、令和元年十二月に常任委員会で御説明申し上げまして、ホームページにも掲載しております。今回御回答させていただいた八百三十億円というのは、昨年度の料金改定における最大の内部留保資金が八百三十億円になるということございまして、令和

元年度に御説明差し上げたときは、どういうやり方で料金を下げていくのかというような、そういったシミュレーションの中身について御説明をしておりますので、八百三十億円の内部留保資金になりますといったような御説明ではございません。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） いや、そうすると八百三十億円というのは私の不勉強じゃなくて、やっぱり皆さん方は県議会に、令和二十八年度末には八百三十億円の資金を持つに至りますよという説明はやってこなかったということでもよろしいのですか。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

○公営企業管理者（佐藤達也君） 八百三十億円は、八百三十億円をためるためにやっているということではございませんで、先ほど御説明申し上げましたように、どういう条件でシミュレーションしていくかという中で、まず一年間の現金支出相当額以上の内部留保資金はためていこうと。そして、企業債残高は給水収益の五倍程度まで、それを限度として借りていこうと。料金も、緩やかですが上昇させていこうと。そういったシミュレーションをした上で、八百三十億円ないとその条件が実現しないということで、結果として八百三十億円の内部留保資金残高になっているということでございます。重要なのは、どういうふうな条件で経営していくかということが重要なのだと考えておりますので、特に八百三十億円の内部留保資金ですというような御説明はしないということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） いや、皆さんはね、人口減少社会を迎えて、その二十年後に二千億円の設備投資があるんだと。さあ大変だ大変だと。だからみやぎ型を導入するんだという説明をやってきたわけでしょう。大変だという話ばかりしてきたのですよ。だけでも、二〇一七年度以降は、元金償還額が減価償却費を下回るようになって、お金がどんどんたまるようになってきているわけでしょう。そういう説明をしてこなかったってことじゃないんですか。私は非常に、このみやぎ型導入のときの皆さん方の説明は、一面的であり誇張していたんじゃないかというふうに思うのですよ。知事は、この八百三十億円というのはいつ知りましたか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど管理者が答弁した、そのタイミングで私も知ったわけ
あります。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） いや、だからこれは極めて重大な問題なんですよ。管路の設備
投資は二千億円だと言われています。仙南・仙塩広域水道が始まったときには、資金ゼ
ロで始まったんですよ。今回は八百三十億円、あるいは二百億円水道料金引下げに回し
たって、六百億円を超えるお金を持って二回目の管路の設備投資に向かうのです。だか
ら、その財務状況というのは雲泥の差なんです。十二月議会のときに、仙南のある県
議の方も、さっぱり水使っていないのに負担が非常に大きいんだという質問をやってまし
たよ。今でも、宮城県の水は日本で一番高いと言われているわけでしょう。私は、損益
収支の黒字分については、私の推定だと二十年間で二百億円になるのですが、その分は
せめて水道料金引下げに回すべきだというふうに思うのですけれど、この点については
いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

○公営企業管理者（佐藤達也君） 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に
関する法律の取扱いについての通知がございまして、それでは、健全な運営というのは、
単に企業の損益計算上の収支が均衡するというにとどまらず、内部留保資金を留保
し得る運営を意味し、健全な運営のためには経営基盤を強固にするために内部留保資金
を確保することが必要というふうになっております。八百三十億円の内部留保資金は、
残高のマックスとしてたまります。本格的な更新が始まると、企業債を給水収益の五倍
まで使ったとしても、どんどんどんどん目減りしてきます。目減りして一番下になった
場合でも一年間の現金支出相当額以上の内部留保資金がたまるようなシミュレーション
をしているということでございますので、確かに最初は企業債を全部打っていかなきゃ
いけないのですが、今は料金収入で内部留保資金をためながら、企業債も打ちながら、
そして、ぎりぎりの内部留保資金、そこになるまで調整するということができますので、
そういった計算の中で八百三十億円という内部留保資金の残高が必要になるというよう
なシミュレーションをするということでございますので、方法について御理解してい
ただくことが私としては重要だというふうに認識しております。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） なぜこんなにお金がたまっているかというところ、さっき言ったように、減価償却費よりも元金償還額が下がったからなんですよ。だからどんどんどんどんお金がたまっているわけ。せめてそういうときぐらい、損益とんとんぐらいの料金設定できるようにというのが私の意見です。ぜひ引き続き検討してください。終わります。